

台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について

児童・生徒の安全を考慮し、登校時に台風、地震、水難等自然災害時の影響により、以下の基準により登校の判断をするとの確認がありました。ご連絡します。

(この判断基準は年間を通して使用いたします)

足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- (1) 午前6時に東京都23区東部(足立区)において「特別警報(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」が出ている場合。
 - (2) 午前6時に東京都23区東部(足立区)において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合、状況を踏まえ、休校の有無を足立区教育委員会が判断する。
- ※ 大雨警報や強風注意報などは休校にならない。

2. 一部の学校のみが休校となる場合

- (1) 学校の所在地に避難準備情報以上(避難勧告・避難指示を含む)が発令された場合。
- (2) 学校が避難所となった場合。

3. 保護者等への引き渡し対応となる場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 学校の所在地に避難準備情報以上(避難勧告・避難指示を含む)が発令された場合。
- (3) 学校が避難所となった場合。

○通常登校

午前6時の時点で特別警報、暴風警報が出ていない場合。

※ 警報が出ていなくても、保護者の判断により子供の安全確保のために、登校時刻を遅らせる場合は、学校にご連絡ください。その場合は、遅刻扱いにはしません。

- ・ 全校休校のお知らせは、午前6時足立区役所HPに掲載されます。
- ・ 全校休校時、放課後子ども教室(きらりクラブ)も中止です。